

中国本部CPD行事開催要領

平成 27 年 3 月 28 日 中国本部役員会制定

(目的)

第 1 条 本要領は、「中国本部の運営における個別事項に関する手引き」第 7 条に基づき、中国本部の委員会・部会（以下、「委員会・部会」という）が主催・共催する CPD 行事を適切且つ円滑に進めるために、必要な事項を定める。

(CPD 行事開催の基本的考え方)

第 2 条 委員会・部会は、統括本部の委員会・部会及び他の地域本部と連携し、できる限り全技術部門に対して均等に CPD 行事を提供するように努める。

2 統括本部の委員会・部会との連携に当り、当本部の担当窓口は別表 1 に定める。

(CPD 行事の対象)

第 3 条 本要領で対象とする CPD 行事は、委員会・部会が主催する不特定多数の会員が参加できる講演会及び見学会とし、委員会や部会の特定のメンバーを対象とした研修会、勉強会等は、原則対象としない。

(CPD 行事開催の手順)

第 4 条 CPD 行事開催の詳細な手順は、別に定める「中国本部 CPD 行事開催要領細目」による。

(CPD 行事の参加費)

第 5 条 会員に入会のインセンティブを与えるため、原則として会員向け参加費は非会員向け参加費から割り引いて設定する。

2 会員の割引率は非会員の 50%を目安とする。

3 一般的な CPD 行事の参加費は、別表 2 に基づき設定することができる。

(講師への謝金)

第 6 条 講師への謝金は、原則として 1 時間以上の講演時間を対象とし、下記の金額を上限とする。ただし、特に著名な講師を招聘する場合、あるいは講演時間が特に長い場合等は、別途相応の額を設定する。

・会員の講師 : 10,000 円 (税込み)

・会員以外の講師 : 20,000 円～30,000 (税込み)

・講師が官公庁職員の場合や謝金を求めない場合等についてはその都度協議

2 講師の謝金に対する源泉徴収は内税を原則とするが、他の学協会と共催する場合は、この限りでない。

3 講師への交通費は実費（市内路線バス・路面電車を除く公共交通機関相当費）を支払うものとする。

4 50km 以遠から講師を招聘し宿泊する場合は、最低限の実費相当額を別途支払うものとする。

5 講師から参加費及び懇親会費は徴収しないものとする。

- 6 本条第1項「別途相応の額」及び第4項「実費相当額」については事務局会議が設定する。

(CPD 行事の広報)

- 第7条** 委員会・部会は、CPD 行事を開催する場合、できる限り多くの会員、非会員の技術士及び一般市民が参加するように適切な広報活動を行う。
- 2 CPD 行事の開催案内は、別に定める「中国本部ホームページへの情報掲載手順書」に従い、速やかに当本部のホームページに掲載する。

(他の学協会の CPD プログラムの認定)

- 第8条** 他の学協会より、CPD プログラムの認定を求められた場合は、技術士の資質向上への寄与度や会員に対するメリット（CPD 認定証発行、参加料等）等を勘案の上、事務局会議において認定する。
- 2 CPD プログラムの認定に際しては、CPD の内容が確認できる開催案内の提出を求める。
 - 3 CPD プログラムを認定する場合は、開催案内に当本部の「共催」または「後援」である旨を表示することを原則とする。

(本要領の改廃)

- 第9条** 本要領を改廃する場合は、企画総務委員会が役員会に付議し、役員会の決議によるものとし、その結果は総務委員会に報告する。

附則（平成 27 年 3 月 28 日）

この要領は、平成 27 年 3 月 28 日から施行する。